

資生堂グループ・サプライヤー行動基準

<前文>

資生堂グループは、取引先との関係を尊重し、お互いが高い倫理基準を持って法律に従い事業を行い、成功することを目指してきました。

資生堂グループの社員が守るべき倫理基準としては、資生堂企業倫理・行動基準（THE SHISEIDO CODE）を1997年に制定し、遵守徹底を図っています。

このたび、国連グローバル・コンパクトへの参加を契機として、取引先と資生堂グループとが同じ倫理基準を共有することを目的に、さまざまな国際的規範などを踏まえて、資生堂グループが取引先に求める倫理基準（以下「サプライヤー行動基準」と言います）を以下に明文化しました。

資生堂グループ各社は、取引先の選定において、このサプライヤー行動基準を使用し、取引先にその遵守を求めるとともに、取引先が資生堂グループ各社との取引に関連した協力事業者にも同じ基準の遵守を求めることを期待します。

<サプライヤー行動基準>

1. 法令遵守

資生堂グループ各社は、取引先が事業活動を行う国や地域で適用される全ての法規制を遵守している取引先と取引を行います。

資生堂グループ各社は、法規制の基準よりも厳しい国際的基準や業界基準等に基づいた先進的な活動に取り組む取引先を支持します。

2. 労働

資生堂グループ各社は、取引先が事業活動を行う国や地域で適用される全ての労働法規制を遵守するとともに、国際的な基準等に従い従業員の人権を尊重している取引先と取引を行います。

具体的には特に、次の項目を考慮します。

① 児童労働・強制労働

児童労働、強制労働およびその他の拘束労働を行わないこと。

② 差別禁止

従業員の採用および処遇に関して、人種、民族、国籍、宗教、信条、性別、社会的身分、門地、障害、病气、性的指向、年齢などにより、従業員を差別しないこと。

③ 安全衛生および健康

関連法規制に従い、安全、清潔かつ健康的な職場を従業員のために維持すること。

④ 賃金および労働時間

関連法規制に従い、最低賃金以上の賃金を従業員に支払うこと。

労働時間に関する法規制を遵守すること。

3. 知的財産*の保護および機密の保持

資生堂グループ各社は、取引先、資生堂グループ各社、そして第三者の知的財産の保護と機密の保持を確実にするために、必要な措置を講じている取引先と取引を行います。

資生堂グループ各社は、取引先に対して、資生堂との取引に関連した知的財産権の取得促進に加えて、特に以下の3項目を確実にを行うために、方針・手続きを持ち、従業員を教育・指導することを求めます。

- 資生堂グループ各社の知的財産の侵害予防
- 第三者の知的財産の侵害予防
- 資生堂グループ各社および取引先の営業秘密の識別・管理

* 知的財産：知的財産権（特許権、商標権、意匠権等）および営業秘密（ノウハウ等）

4. 環境保全

資生堂グループは、その事業活動を通じて、環境保全に対する積極的な姿勢を維持しています。

資生堂グループ各社は、取引先が事業活動を行う国や地域で適用される全ての環境法規制を遵守している取引先と取引を行います。

資生堂グループ各社は、取引先に対して特に、事業活動により発生する産業廃棄物の徹底した管理を要求します。

具体的には、産業廃棄物管理に関する以下の仕組みの整備を強く期待します。

- 産業廃棄物に関する管理規定の策定
- 産業廃棄物処理業者への処理委託状況の記録
- 産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）の管理
- 産業廃棄物処理業者に対する監視の実施

5. 公正な商取引

資生堂グループ各社は、品質、コスト、供給能力などを総合的に判断し、取引を行います。

資生堂グループ各社は、取引先に対して、賄賂など不正な利益を目的とした贈答・接待を行わないことを求めます。

資生堂グループ各社は、不適切な贈答や接待を、受けることも提供することもしません。

6. 遵守状況の確認

資生堂グループ各社は、取引先がこのサプライヤー行動基準を遵守していることを確認するために、アンケート調査への回答、関連資料や記録の提出、取引先の責任者の署名等を要請することがあります。